資 料

4 市税の概要

(1) 税目別概要

① 個人市民税

			-40	- -																	
	区	分		<u> </u>				内	容												
納	税義	務	者	①市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ②市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者(均等割)																	
課	税	方	式	賦課課税方式(市が税額を計算、確定) ※賦課期日:1月1日																	
課	税	標	準	(所	(所得割) 前年中の総所得金額等																
				均等			市国		(参考)県民税	(参考)合計											
				割			3,00	0円	1,500円	4,500円											
-0/					<総	合課税分	>														
税			率	所			市巨	R税	(参考)県民税	(参考)合計											
				得割			69	%	4%	10%											
				剖		※所得割	の額	=課税総所得金額等	×上記の税率												
						※課税総	听得	金額等=総所得金額	[等-所得控除												
					雑 損	控	除	②災害関連支出の金額-	真額) — (総所得金額等× -5万円	,											
					医療	費	除	①(支払医療費-保険等の②(支払医療費-保険等の	薬品等購入費の額-保険等												
					社会保	険料控	除	支払った金額													
					小規模企業	共済等掛金	控除	支払った金額													
					生命保	険 料 控	除	最高7万円(個人年金保	保険料及び介護医療保険料	を含む)											
					地震保	険 料 控		最高2.5万円													
							障害	者 控	除	1人につき26万円(特 ※控除対象配偶者・扶	別障害者:1人につき 養親族が同居特別障害	30万円) 者の場合には53万円									
所	得	控	除		寡 婦	控	除	26万円													
/21	1.3	112	124.	Ì) 	ひとり	親控	除	30万円												
									勤労	学 生 控	除	26万円									
																		配偶	者 控	除	22万円(老人控除対象
							配偶者	特別控	除	最高33万円											
							扶 養	控	除	33万円(特定扶養親族: 族:45万円)	:45万円、老人扶養親族	:38万円、同居老親等扶養親									
					基礎	控	除	前年の合計所得金額が	\$2,400万円以下:43万円 \$2,400万円を超え2,450〕 \$2,450万円を超え2,500〕 余適用なし	万円以下:29万円											
ф	生:	#P	re	① 市	I 民税の申	告又は所行	导税	の確定申告		3月15日											
申	告	期	限	②緒	3与支払報	告書、公的	的年金	金等支払報告書		1月31日											
				①普	通徴収	1期:6	5月1	5日∼6月30日	3期	:12月15日~12月28日											
納			期			2期:9	9月1	5日∼9月30日	4期	:2月15日~2月末日											
				②特	別徴収	原則	、特別	別徴収義務者が徴収し	した月の翌月10日まで	<u> </u>											
				-																	

② 法人市民税

	区	分				内 容		
納	①市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) ②市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの(均等割) ③法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの(法人税割) ④市内に事務所又は事業所を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うもの(均等割・法人税割)							
課	税	方	式	申告	納付			
課	税	標	準		① 連 結 申 告 法 人 以 外 の 法 人 :法人税額② 連 結 申 告 法 人 :個別帰属法人税額			
税			率	均等割 法人税割	資本金等の額 50億円超 10億円超50億円以下 1億円超10億円以下 1千万円超1億円以下 1千万円以下 ※1千万円以下で従業者 資本金等の額が1億 資本金等の額が1億		従業者数50人以下 41万円 16万円 13万円 5万円 大社団等も含む。 準額×8.4% 連額×6.0%	
申	告	期	限	法人税の申告期限まで				
納			期	法人	市民税の申告のとき			

③ 固定資産税、都市計画税及び国有資産等所在地市町村交付金

区分	固定資産税	都 市 計 画 税	国有資産等所在 市町村交付金
課税客体	固定資産 ①土地 ②家屋 ③償却資産 ・構築物 ・機械及び装置 ・船舶 ・航空機 ・車両及び運搬具 ・工具、器具及び備品	市街化区域内等に所在 する土地及び家屋	国、地方公共団体 所有の固定資産
納税義務者	固定資産の所有者	土地・家屋の所有者	国、地方公共団体
課税方式	賦課課税方式 ※	《賦課期日:1月1日	
課税標準税 率	課税標準額×1.4/100 (免税点) ①土地 300,000円 ②家屋 200,000円 ③償却資産 1,500,000円	課税標準額×0.3/100 • 旧一宮町区域内(18~22年度) 課税標準額×0.2/100 • 旧御津町区域内(19~20年度) 課税標準額×0.2/100 • 旧御津町区域内(21年度) 課税標準額×0.25/100	算定標準額×1.4/100 ※算定標準額=法で特別の定めのあるものを除き、前年の3月31日現在において国有資産台帳等に記載された価格
申告期限	償却資産の申告 1月31日		
納期	1期 5月15日~5月31日 2期 7月15日~7月31日 3期 10月15日~10月31日 4期 1月15日~1月31日	1期 5月15日~5月31日 2期 7月15日~7月31日 3期 10月15日~10月31日 4期 1月15日~1月31日 ※ 固定資産税と併せて賦課徴収するため、固定資産税と同様	

④ 軽自動車税

税制改正により、令和元年10月1日以降に取得する軽自動車の自動車取得税が廃止され、軽自動車税(環境性能割)が導入されることに伴い、これまでの軽自動車税は軽自動車税(種別割)に名称が変更。

ア. 種別割

区 分			内		容	
課税客体	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車					
納税義務者	軽自動車等(主たる定置場が市内のもの)の所有者					
課税方式	賦課課税方式 ※賦	課期日:4月1日	1			
		区		分		税率(年額)
		第1種	総排気量50cc以下 第1種 定格出力0.6kw以下 (特定小型原動機付自転車を含む)			2,000円
	原動機付自転車	第2種乙	第2種乙 総排気量50cc超90cc以下 定格出力0.6kw超0.8kw以下			2,000円
	(125cc以下)	第2種甲	第2種甲 総排気量90cc超125cc以下 定格出力0.8kw超1.0kw以下		2,400円	
		ミニカー	ミニカー 総排気量20cc超50cc以下で3輪以上 定格出力0.25kw超0.6kw以下で3輪以上			3,700円
		二輪(側車付 (125cc超250				3,600円
			<u> </u>		現行税率	3,900円
				旧税率		3,100円
		二輪	三輪 重課税率		4,600円	
		75%軽課		1,000円		
					現行税率	6,900円
課税標準			乗用	営業用	旧税率	5,500円
税率					重課税率	8,200円
					75%軽課	1,800円
					50%軽課	3,500円
	軽自動車				25%軽課	5,200円
	(660cc以下)				現行税率	10,800円
					旧税率	7,200円
		m +4 D L L			重課税率	12,900円
		四輪以上			75%軽課	2,700円
					現行税率	3,800円
				쓰米田	旧税率	3,000円
				営業用	重課税率	4,500円
			45.45 III		75%軽課	1,000円
			貨物用		現行税率	5,000円
				_ ın ⇔m	旧税率	4,000円
				自家用	重課税率	6,000円
					75%軽課	1,300円
	小型特殊自動車	農耕作業用			2,400円	
		その他(フォークリフトなど)		5,900円		
	二輪の小型自動車	自動車(250cc超)			6,000円	
ýrh #H⊓	EB1EB. 50015					
納期	5月15日~5月31日					

イ. 環境性能割

令和元年10月1日以後、新車・中古車を問わず取得した車両(取得価格が50万円を超える車両に限る。) が対象。軽自動車税(環境性能割)は、当分の間、都道府県が賦課徴収を行う。

【令和3年4月1日~令和5年12月31日に取得】

軽自動車(三輪以上)の車種区分		税率(%)
電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年規制適合車	自家用	非課税
または平成21年規制からNOx(窒素酸化物)10%低減)	営業用	非課税
平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出 ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準75%達成	自家用	非課税
車(令和2年度燃費基準達成車に限る)	営業用	非課税
平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出 ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準60%達成	自家用	1.0%
車(令和2年度燃費基準達成車に限る)	営業用	0.5%
平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出 ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準55%達成	自家用	2.0%
車(令和2年度燃費基準達成車に限る)	営業用	1.0%
上記以外の軽自動車	自家用	2.0%
上記がアトヤン程日期中	営業用	2.0%

【令和6年1月1日~令和7年3月31日に取得】

軽自動車(三輪以上)の車種区分		税率(%)
電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年規制適合車	自家用	非課税
または平成21年規制からNOx(窒素酸化物)10%低減)	営業用	非課税
平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出 ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準80%達成	自家用	非課税
車(令和2年度燃費基準達成車に限る)	営業用	非課税
平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出 ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準70%達成	自家用	1.0%
車(令和2年度燃費基準達成車に限る)	営業用	0.5%
平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出 ガス基準75%低減達成車かつ令和12年度燃費基準60%達成	自家用	2.0%
車(令和2年度燃費基準達成車に限る)	営業用	1.0%
上記以外の軽自動車	自家用	2.0%
上記がアトヤン粧日期中	営業用	2.0%

⑤ 市たばこ税

	区	分		内容
課	税	客	体	売渡等に係る製造たばこ
納	税	轰 務		製造たばこにつき、小売販売業者若しくは消費者等に売渡し、又は消費等をする製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者
課税	税	標	準率	売渡本数1,000本につき6,552円
申納	告	期	限期	販売月の翌月末日までに申告納付

⑥ 特別土地保有税(平成15年度より課税停止)

	区	分		内容
課	税	客	体	土地
納	税;	轰 務	者	土地の所有者及び取得者
課税	税	標	準率	 ①5,000 m³以上の土地の保有に対して 課税標準額×1.4/100 ②5,000 m³以上の土地の取得に対して 課税標準額×3.0/100
申納	告	期	限期	①1月1日において基準面積以上の土地を所有するもの その年の5月31日 ②1月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得したもの その年の2月末日 ③7月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得したもの その年の8月31日

⑦ 入湯税

区分	内容
課税客体	鉱泉浴場における入湯行為
納 税 義 務 者	入湯客
課税標準税率	1人1日につき150円
申 告 期 限 納 期	特別徴収義務者(鉱泉浴場の経営者等)が徴収月の翌月15日までに申告納付